

令和7年度 第2回森林審議会 議事録

日時：令和7年12月18日 14：00～15：30

場所：和歌山県薬剤師会館 4階 大会議室

副課長 (以下司会) 定刻となりましたので、ただ今から、令和7年度第2回和歌山県森林審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の [] です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 技監の [] からご挨拶申し上げます。

技監 皆さんこんにちは。いつもお世話になっております。

本日、森林審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、年末を控えご多忙な中にも関わらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。また、平素から県行政、とりわけ森林林業行政の推進につきまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、2025年も残すところあと数日となりましたが、国では今年10月に高市内閣が誕生し、高市内閣初の経済対策を含む補正予算が成立いたしました。現在、和歌山県議会も議会中でございますが、この補正に対応するための予算を上程させていただいているところでございます。

また、先月に林野庁が公表した「2024年木材需給表」では、木材総需要量は対前年比2.5パーセント増の8,187万4千立方メートルに、国内生産量も対前年比1.4パーセント増の3,480万9千立方メートルに伸びたものの、外材の輸入量が前年比3.2パーセント増の4,706万5千立方メートルに大きく増えたため、国産材シェアが0.4ポイント低下いたしました。

品目別では、製材や合板などの建築用材の自給率が52.9パーセントで前年より2.4ポイント低下、パルプ・チップ、燃料材など非

技監

建築用材の自給率は36.5パーセントで0.7ポイント上昇という結果となっております。

全国的にみても、木質バイオマス発電に用いられる燃料材の需要は増加基調を維持する一方、建築用材への利用が大きな課題となっています。

一方、県では、現在、宮崎知事のもと「新たな総合計画」の策定を進め、この12月定例会に総合計画の策定を上程させていただいているところであります。

人口減少や超少子高齢化が加速していく一方、デジタル技術の進展に加え、脱炭素・循環型社会への構造転換が求められている中、森林林業においては、森林クレジットをはじめ循環型林業の実践、林業の労働環境向上、紀州材の利用拡大、多様で健全な森づくりなどを柱として、2030年度における木材生産の林業産出額を2022年比11億2千万円増の34億1千万円を目指して、各種施策を展開していくものとなっております。

また、来年11月7日及び8日に開催することが決定している第49回全国育樹祭については、現在、着々と準備を進めており、先月29日には、開催に向けた機運醸成を図るため、1年前キックオフイベントとして、教育評論家の尾木直樹氏をお招きし、これから森林教育をテーマに、国民参加の森づくりシンポジウムを開催したところでございます。

今後も開催機運を盛り上げ、県民の森を育む意識がさらに高まるとともに、和歌山らしさが溢れる大会となるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

さて、本日の森林審議会では、地域森林計画の樹立と変更についてご審議いただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

司会

それではここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。

■ 委員でございます。

■ 委員でございます。

司会

■委員でございます。
■委員でございます。
■委員でございます。
■委員でございます。
■委員でございます。
■委員でございます。
■委員でございます。 ■委員におかれましては、 ■委員の辞職に伴いまして、和歌山県町村会副会長として令和7年6月20日付で森林審議会委員を委嘱しております。
■委員でございます。
なお、 ■委員、 ■委員、 ■委員におかれましては、本日所用のため欠席されております。
続きまして、県職員の出席者を紹介いたします。
農林水産部技監の ■です。
林業振興課長の ■です。
森林整備課長の ■です。
林業振興課計画推進班長の ■です。
森林整備課森林づくり班長の ■です。

司会

次に、資料のご確認をお願いいたします。

- ・次第、出席者名簿、配席参考図
- ・和歌山県森林審議会委員名簿
- ・和歌山県森林審議会関係法令等
- ・説明資料としまして審議事項の地域森林計画樹立変更の概要
- ・資料1 「紀中地域森林計画（案）」
- ・資料2 「紀北地域森林計画（案）」
- ・資料3 「紀南地域森林計画（案）」
- ・参考配布「全国育樹祭の開催日決定に関するチラシ」

資料に不足等はございませんでしょうか。

それでは、ここで和歌山県森林審議会について、簡単にご説明いたします。

お手元に配布しております資料の「和歌山県森林審議会関係法令

司会

等」をご覧ください。

1ページをお開きください。森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県森林審議会を置く」こととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、審議会の所掌事務は、森林法第68条第2項及び第3項の規定による事項となってございます。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の樹立、変更に関すること。
- ・地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関すること。
- ・保安林の指定、指定の解除に関すること。

森林病害虫等防除法に基づく事項として、

- ・高度公益機能森林の指定、変更等に関すること。

などでございます。

この他、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

などとなっております。

本日の議事は、審議事項としまして、

「地域森林計画の樹立及び変更について」となっております。

それではこれより、議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会運営についての内規第5条の規定に基づき、■会長にお願いしたいと思います。

■会長、よろしくお願ひいたします。

■委員
(以下会長)

改めまして■でございます。議事の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、本日の議事録署名委員につきまして私から指名させていただきます。

■委員と■委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。審議事項は「地域森林計画の樹立およ

会長	び変更」についてです。 林業振興課から説明をお願いします。
林業振興 課長	林業振興課長の [REDACTED] でございます。 委員の皆様には、日頃から本県の森林・林業行政にご指導・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今回、ご審議いただきます、「地域森林計画の樹立及び変更」についてご説明いたします。まず始めに、森林計画制度についてご説明いたします。

右上に「説明資料」と記載されている資料の1ページをご覧ください。

これは、森林計画制度の体系を示したものです。

国、都道府県、市町村などがそれぞれの役割に応じて、長期的な視点から、森林の取り扱いを定めることになっております。

一番上から、森林・林業基本法に基づき、政府が、森林・林業基本計画を策定します。

森林・林業基本計画は、今後20年程度を見通しまして、森林・林業施策の基本的な方向性を示すもので、おおむね5年ごとに見直しが行われます。現行の計画は、令和3年6月に閣議決定されたものとなっておりますが、現在、林野庁にて改正作業が進められており、令和8年には新たな計画が策定される予定となってございます。

次に、森林法に基づき、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即した全国森林計画をたてます。

令和6年4月1日～令和21年3月31日の15年を1期としまして、森林整備・保全の目標やルール、ガイドラインなどが定められており、地域森林計画等の指針となるものとなってございます。

次に、都道府県知事は、民有林について、全国森林計画に即して、流域を基本として定めている森林計画区ごとに地域森林計画を樹立するよう森林法（第5条第1項）で定められております。計画期間は1

林業振興課
長

0年を1期として5年ごとに樹立しなければならないとされており、計画区ごとに森林の区域や、伐採、造林、林道、保安林の整備目標などを定めております。

また、地域森林計画の変更につきましては、森林の現況や経済事情等に変動があった際、変更することができると森林法（第5条第5項）で定められております。

今回の審議事項につきましては、紀中地域森林計画の樹立、紀北地域森林計画と紀南地域森林計画の変更についてご審議いただくこととなっております。

次に、市町村長は、地域森林計画に適合した市町村森林整備計画を策定いたします。10年を1期として5年ごとに策定するよう森林法で定められており、各市町村の森林のマスタープランとなるよう、市町村における森林づくりの構想や森林の機能区分、森林施業の方法、路網計画などを定めております。

森林経営計画につきましては、森林所有者や森林所有者から委託を受けた者が、間伐や主伐などの経営管理等についての実施計画を策定し、市町村長等の認定を受けるものとなっております。

森林計画制度につきましては以上のとおりでございます。

樹立及び変更内容の説明につきましては、計画推進班長の [REDACTED] が行いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

計画推進班
長

林業振興課 計画推進班長 の [REDACTED] でございます。

よろしくお願ひいたします。

今回ご審議いただく「地域森林計画の樹立及び変更」についてご説明させていただきます。

資料としましては、「説明資料」と「資料1」から「資料3」の3つの計画区の計画案でございます。

それでは、「説明資料」の2ページをお開きください。
和歌山県の森林計画区の概要となっております。
本県には、紀北、紀中、紀南の3つの計画区が定められており、各
計画区の範囲、資源情報などは表のとおりでございます。
今回は、紀中計画区が5年目を迎えるため樹立、紀北、紀南の計画
区で変更を行うものでございます。それでは、紀中地域森林計画の樹
立からご説明いたします。

樹立につきましては、計画の構成を含めてご説明をいたしますの
で、「資料1」の紀中地域森林計画書（案）をご覧ください。

計画期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの、1
0年間の計画となっております。

1枚めくっていただき、目次をご覧ください。

地域森林計画は、「計画の大綱」と「計画事項」で構成されておりま
す。

計画の大綱では、「森林計画区の概要」、「前計画の実行結果の概要及
びその評価」、「計画樹立に当たっての基本的な考え方」を記載してい
ます。

次に、計画事項では、

- 第1 計画の対象とする森林の区域
 - 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 第3 森林の整備に関する事項
- 1枚めくっていただきまして、
- 第4 森林の保全に関する事項
 - 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関
する事項
 - 第6 計画量等
 - 第7 その他必要な事項 をそれぞれ定めています。

それでは、「資料1」の1ページ「計画の大綱」をお開きください。
紀中計画区の概要をご説明いたします。

紀中地域は本県の中央部に位置し、2市9町により構成されており、県土面積の25パーセントを占めています。

2ページに移りまして、当計画区の森林面積は総土地面積の72パーセントに当たる84,894ヘクタールで、そのうち民有林が97パーセントとほとんどを占めています。和歌山県の民有林率は95パーセントでございますので、県平均より少し高い水準となっております。

森林の構成としまして、紀中地域の人工林率は57パーセント、県全体の人工林率は60パーセントでございますので、若干、人工林が少ない構成となっております。人工林の内訳は、スギが45パーセント、ヒノキが52パーセントとなっており、ヒノキの植林が多い地域となっております。人工林の齢級構成につきましては、8齢級以上が97パーセントとなっており、利用期を迎えた森林が大半を占めています。

天然林は広葉樹が97パーセントと大半を占めています。

続きまして、前計画の前半5か年の実行結果についてご説明いたします。

2ページの下の部分をご覧ください。

皆伐、間伐を合わせた伐採立木材積は、急峻な地形や木材価格の低迷により、計画量に対して65パーセントの実行となり、計画を下回りました。また、人工造林及び天然更新の実行率も16パーセントと計画を下回る結果となりました。

林道につきましては、開設の計画量に対し18パーセントの実行ではございましたが、令和6年度に「林道整備計画」を策定し、2040年度（令和22年度）までに28路線、延長135キロメートルの整備目標を掲げて取り組んでおり、紀中地域では県営林道として「日高中央線」の開設に令和6年度から着手したところでございます。

保安林の指定につきましては、計画に対し118パーセントの実行となりました。

3ページに移りまして、治山事業の実施状況につきましては、計画に対し107パーセントとなりました。

続きまして、計画樹立にあたっての基本的な考え方ですが、充実してきております森林資源を有効に利用しながら、県土の保全、水源の涵養、木材の生産など、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件を踏まえつつ、施業の方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めることとしております。

最後の段落では、平成31年4月から施行されました「森林経営管理法」に基づく「森林経営管理制度」による森林の整備が推進されるよう、制度の主体となる市町村への支援を引き続き行っていくことを記載しております。

続きまして、4ページをご覧ください。計画事項についてです。

対象となる範囲ですが、有田、日高の2地域、2市9町が対象となっております。

『第1 計画の対象とする森林の区域』は、民有林のうち、森林として利用することが相当と認められる森林を対象区域と定めております。紀中地域の計画対象森林面積は82,188ヘクタールとなっており、その下には市町別の内訳を記載しております。

国庫への帰属や施設用地への転用による森林面積の縮小もございますが、現況が森林となっている土地の編入による森林面積の拡大などにより、昨年度から11ヘクタールの増加となっております。

市町村ごとの内訳につきましては、「説明資料」の4ページに記載しておりますので、後ほどご説明いたします。

続きまして、「資料1」の5ページをお開きください。

『第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項』では、森林の持つ機能を、「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能/土壤保全機能」などの5つに分類し、それぞれの機能に応じた望ましい森林の姿や森林整備及び保全の方針、あるいは施業方法の指針を記載しております。

続きまして、8ページをお開きください。

『第3 森林の整備に関する事項』では、

1 間伐に関する事項を除いた、森林の立木竹の伐採

計画推進班 長	に関する事項
	9 ページの 2 造林に関する事項
	13 ページの 3 間伐及び保育に関する事項
	14 ページの 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
	16 ページの 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
	17 ページの 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

の 6 つの項目について定めており、市町村森林整備計画において定める事項の指針などを記載しております。それぞれの項目につきまして、前の計画からの変更点はございません。

続きまして、20 ページをお開きください。

『第 4 森林の保全に関する事項』では、

1	森林の土地の保全に関する事項
22 ページの 2	保安施設に関する事項
3	鳥獣害の防止に関する事項
23 ページの 4	森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

の 4 項目について定めています。

20 ページ、「1 森林の土地の保全に関する事項」では、

- (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
- (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 などについて記載しています。

22 ページ、「2 保安施設に関する事項」では、

- (1) 保安林の整備に関する方針
- (2) 保安施設地区の指定に関する方針
- (3) 治山事業の実施に関する方針
- (4) 特定保安林の整備に関する事項 を定めています。

「特定保安林の整備に関する事項」では、特定保安林に指定された保安林において、早急に整備を行う必要のある森林を「要整備森林」

に指定し、施業の方法や時期を定め、施業の実施を促すこととなっております。本計画では 32 ページに記載しておりますとおり「指定なし」となっております。

22 ページ、「3 鳥獣害の防止に関する事項」では、

- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 を定めております。

続きまして、23 ページ「4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項」では、

- (1) 森林病害虫等の被害対策の方針
- (2) 鳥獣害対策の方針
- (3) 林野火災の予防の方針 を定めております。

マツノマダラカミキリ、スギノアカネトラカミキリ、カシノナガキクイムシなどの森林病害虫の被害防止や軽減に関する方針を記載しております。

また、クビアカツヤカミキリについても記載をしております。森林区域での被害は確認されておりませんが、12月10日に印南町の梅畑においても被害が確認された旨の報道がございました。

今後、森林での被害が出ないように警戒を強めていかなければいけないと考えているところです。

続きまして、25 ページをお開きください。

「第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項」では、

- (1) 保健機能森林の区域の基準
 - (2) その他保健機能森林の整備に関する事項
- を記載しています。

続きまして、26 ページをお開きください。

「第6 計画量等」では、計画期間における「伐採立木材積」、「間伐面積」、「人工造林及び天然更新別の造林面積」、27 ページから 29

計画推進班
長

ページには「林道の開設及び拡張に関する計画」、30ページから37ページには、「保安林の整備及び治山事業に関する計画」について、計画量を定めております。

この計画数量は、令和5年10月に策定された全国森林計画の計画数量から、紀中森林計画区に割り振られた数量等を基に算出したものです。

計画量に関しましては、10年間の計画総量と前半5年分の計画量をそれぞれ記載しております。

なお、「資料1」の別冊として本日お配りしました資料は、紀中計画区の森林や経済情勢などを参考資料として取りまとめたものとなっております。

続きまして、「説明資料」をご覧ください。

3ページから4ページが、紀中地域森林計画の概要となってございます。

3ページの（1）計画期間と、（2）現行計画の実行量と新計画の計画量等につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおりでございます。

4ページの「（3）計画の対象とする森林区域」につきましては、森林の現況や周辺の状況から、今後も引き続き森林として利用される区域を新たに計画対象森林へ編入し、施設用地などにより、現況が森林以外になった区域のうち、完了確認や現地調査を行った箇所を計画対象森林から除外する内容になっております。

市町村別の森林面積の変更についてですが、面積は四捨五入により整数で処理させていただいております。従いまして、0.5ヘクタール未満の面積増減はゼロ表記となっております。

有田市は、森林GIS上の図形と森林簿との整合により、1ヘクタールの減となります。

有田川町は、森林GIS上の図形と森林簿との整合により、8ヘクタールの増となります。

計画推進班
長

美浜町は、縮小 2 箇所で四捨五入の関係により増減なしの「0」となります。

日高町は、森林 GIS 上の図形と森林簿との整合により、1 ヘクタールの減となります。

みなべ町は、森林 GIS 上の図形と森林簿との整合により、1 ヘクタールの増となります。

日高川町は、拡大 1 箇所、縮小 1 箇所、森林 GIS 上の図形と森林簿との整合により、合計 3 ヘクタールの増となります。

個々の詳細な説明は割愛させていただきますが、美浜町の国庫帰属による森林面積の縮小についてご説明させていただきます。

令和 5 年 4 月から始まりました「相続土地国庫帰属制度」に基づくもので、令和 6 年度に美浜町内 2 箇所の山林において国庫帰属制度が活用され、国管理の土地になっております。2 箇所の面積を併せても 1 ヘクタールに満たないことから、増減は 0 となっております。

紀中地域森林計画につきましては、以上でございます。

続きまして、「説明資料」の 5 ページ、紀北地域森林計画の変更でございます。

「(1) 計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、

和歌山市は、縮小 1 箇所で 2 ヘクタールの減となります。

橋本市は、拡大 1 箇所、縮小 4 箇所で合計 4 3 ヘクタールの減となります。

紀の川市は、拡大 3 箇所、縮小 1 箇所で合計 1 3 ヘクタールの増となります。

岩出市は、拡大 1 箇所、縮小 1 箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。

紀美野町は、拡大 1 箇所で 2 ヘクタールの増となります。

九度山町は、拡大 1 箇所で 1 ヘクタールの増となります。

今回の変更で、計画対象の森林面積は全体で 2 9 ヘクタールの減となっております。

計画推進班
長

森林面積変更の概要ですが、1ヘクタールを超える転用に係る区域変更箇所の図面等を7ページから11ページに添付しております。

8ページの番号1は、和歌山市磯の浦の“市道坂田磯の浦線”的開設の件で、赤色着色部分を森林から除外するものとなっております。

10ページの番号2は、橋本市あやの台の“宅地造成”的件で、赤色着色部分を森林から除外するものとなっております。

11ページの番号3は、橋本市あやの台の“工場用地造成”的件で、赤色着色部分を森林から除外するものとなっております。位置図の上の部分にあります青色は“造成森林”として、開発地内に新たに造成される森林です。先ほどご説明しました橋本市の森林拡大1箇所は、この造成森林を指しております。

次に、「説明資料」の6ページをお開きください。

「第3-6-(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針」の中の記載を見直し、変更するものです。

本年4月に、県の森林簿等の交付に関する事務の要領が改正され、要領の名称が変更となっておりまして、新しい要領の名称に合わせて地域森林計画の記載を変更しております。

紀北地域森林計画の変更につきましては、以上でございます。

なお、紀北地域森林計画の変更案は、添付しております「資料2」のとおりでございます。

続きまして、紀南地域森林計画の変更についてご説明いたします。

「説明資料」の12ページ、「紀南地域森林計画の変更について」をご覧ください。

「(1) 計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、先の2地域の計画と同様、対象とする森林の編入と除外となっております。

市町村別の森林面積の変更につきましては、

田辺市は、拡大2箇所、縮小3箇所で合計229ヘクタールの増と

計画推進班

長

なります。

新宮市は、拡大 1 箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。

白浜町は、縮小 1 箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。

上富田町は、拡大 1 箇所、縮小 1 箇所で合計 4 6 ヘクタールの増となります。

すさみ町は、縮小 1 箇所で 1 ヘクタールの減となります。

那智勝浦町は、縮小 3 箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。

北山村は、拡大 1 箇所で 1 ヘクタールの増となります。

森林面積変更の概要ですが、1 ヘクタールを超える転用に係る区域変更箇所はございませんが、10 ヘクタールを超える森林の拡大がございますので、図面等を「説明資料」14 ページから 17 ページに添付しております。

15 ページの番号 1 は田辺市中辺路町の「西ノ谷官行造林地」が約 230 ヘクタール、17 ページの番号 2 は上富田町の「黄金倉官行造林地」約 47 ヘクタールについて、国の持ち分を契約相手方が買い取り、契約解除されたことに伴い、地域森林計画に編入となりました。

続きまして 13 ページに戻りまして、「②林道の開設又は拡張に関する計画」についてです。

林道の開設計画の変更については、田辺市と白浜町にまたがる「玉伝深谷線」の路線名と延長が変更になっております。変更前の路線名は「深谷川原谷線」となっておりました。

新宮市の「高田木ノ川線」につきましては、新規計画として追加する林道になっております。

拡張計画の変更につきましては、「安川大塔川線」と下段の「鴨折線」の数量の変更、また中段の「嘉森線」を計画から削除するものとなっております。

なお、林道の新規追加路線の位置等につきましては 18 ページのと

計画推進班

長

おりでございます。

紀南地域森林計画の変更につきましては、以上でございます。

なお、紀南地域森林計画の変更案は「資料3」として添付してございます。

以上が今回ご審議いただく計画の樹立案及び変更案でございます。

なお、この3つの森林計画の樹立案及び変更案につきましては、森林法第6条第1項の規定に基づき、令和7年11月6日から11月30日まで縦覧に供しましたが、意見はございませんでした。

また、樹立案及び変更案に関しまして、各計画区域内の市町村および近畿中国森林管理局に意見照会を行いましたが、「意見なし」として回答をいただいておりますので、その旨ご報告いたします。

本日、森林審議会からの答申をいただいたのちは、速やかに農林水産大臣に協議を行い、同意が得られ次第、樹立・変更の手続きを経て、来年4月1日から有効な計画となる予定です。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長

ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問ございましたらご発言ください。

なお、本日欠席の[REDACTED]委員、[REDACTED]委員、[REDACTED]委員からご意見等はいただいておりません。

[REDACTED]委員

紀中地域森林計画書の5ページ目、木材等生産機能について、以前の森林審議会で木材等生産機能が5番目に記載されていたところ、和歌山県として大事な項目であり1番目に記載したらどうかと[REDACTED]委員がおっしゃってくださいました。その場で1番目に記載しますと回答をいただいて現在の形になりました。和歌山県では、木材等生産機能が1番目に記載してあることが行政の姿勢だと捉えているのですが、現在もそのような認識でよいでしょうか。

林業振興課 長	現在についても変わりございませんし、さらに加速させていきたいと思っておりますので、引き続き 1 番目に記載しております。
■ 委員	「説明資料」の 10 ページと 11 ページについて、10 ページは宅地造成による変更となっていますが、空中写真を見ると大きな工場のようなものがあり、宅地ではないように見えます。
計画推進班 長	10 ページにつきましては、宅地造成事業として整備されたものであるため宅地造成と記載しています。11 ページにつきましては、まだ建物は建っておりませんが、工場が進出予定と聞いております。こちらは工場用地として造成されたものであるため、工場用地と記載しております。
■ 委員	10 ページの空中写真と地図を照らし合わせますと、赤で塗られている部分に非常に大きな建物があります。
計画推進班 長	今回、地域森林計画から除外するのは大きな建物の部分ですが、これは物流センターでございます。開発全体としましては、周辺の宅地を含んだ宅地造成事業として実施されたものですので、宅地造成として分類しております。
■ 委員	用途が変更されたのでしょうか。
林業振興課 長	宅地造成と工場用地の案件でございまして、この中には物流センターと野球場があります。全体の造成事業としましては宅地造成と工場用地でございますが、記載が宅地造成だけになっております。申し訳ございません。
会長	宅地造成ほかということでしょうか。
林業振興課 長	空中写真の中心には工場用地が写っておりますが、図面でご覧いただきますと周辺に住宅地があり、一体的な造成であることから宅地造成と記載しておりますが、宅地と工場用地の両方とご認識いただきた

林業振興課 長	いと 思 い ま す。
会長	あ と う ご ざ い ま し た。 そ の 他、 い か が で し ょ う か。
■ 委員	今 年 の 春 に 急 逝 さ れ た 岸 本 前 知 事 が、 当 時、 和 歌 山 県 の 林 業 の 発 展 に 向 け て い ろ い ろ な 施 策 を 展 開 し て い く と お っ し ゃ っ て い ま し た。 そ の 中 の 一 つ と し て、 林 道 の 開 設 を 進 め て い く と お っ し ゃ っ て い た こ と を 記 憶 し て い ま し た。 今 回、 紀 中 地 域 森 林 計 画 を 策 定 す る に あ り、 27 ペ ー ジ か ら 林 道 の 開 設 及 び 拡 張 に 関 す る 計 画 が あ り ま す が、 岸 本 前 知 事 の 考 え を 踏 ま え て、 以 前 の 計 画 か ら 加 え た 部 分 は あ る の で し ょ う か。
技 監	林 道 開 設 に 積 極 的 に 取 り 組 む た め、 今 年 3 月 に 2040 年 ま で に 開 設 す る 林 道 を 記 載 し た 林 道 整 備 計 画 を 策 定 さ せ て い た だ き ま し た。 28 路 線・135 キ ロ メ ー ト ル を 開 設 す る 計 画 で ご ざ い ま し て、 ど の 路 線 を 何 年 度 に 着 手 す る と 具 体 的 に 示 し て お り ま す。 一 例 を 申 し 上 げ ま す と、「説 明 資 料」の 13 ペ ー ジ、 紀 南 地 域 森 林 計 画 で ご ざ い ま す が、 林 道 開 設 で 記 載 し て お り ま す 田 辺 市・白 浜 町 の 玉 伝 深 谷 線、 ま た 新 宮 市 の 高 田 木 ノ 川 線、 こ れ ら は 林 道 整 備 計 画 を 作 成 し た 際 に 計 画 し た も の で ご ざ い ま し て、 今 回、 地 域 森 林 計 画 に 登 載 し た と こ ろ で ご ざ い ま す。
会 長	あ と う ご ざ い ま し た。 関 連 し て お 聞 き し た い の で す が、「説 明 資 料」の 3 ペ ー ジ に 前 計 画 か ら の 実 行 量 と 新 計 画 の 比 較 表 が あ り ま す。 こ れ は PDCA を 回 し て い く 上 で、 前 計 画 の 反 省、 原 因 の 分 析 は 非 常 に 重 要 で 貴 重 な 資 料 だ と 思 い ま す。 こ の 中 で 先 ほ ど ご 指 摘 の あ っ た 林 道 開 設 に つ き ま し て は、 前 計 画 の 前 半 5 年 で 34 キ ロ メ ー ト ル の 計 画 量 に 対 し て 6 キ ロ メ ー ト ル し か 開 設 さ れ て い な い、 い ろ い ろ な 事 情 が あ る と は 思 い ま す が、 新 計 画 で も 前 半 5 年 で 37 キ ロ メ ー ト ル と 非 常 に 大 き な 期 待 が で き る 計 画 量 に な っ て い ま す。 こ れ は 前 計 画 の 開 設 が な ゼ 進 ま な か っ た の か を 分 析 さ れ、 そ れ が 解 消 さ れ た こ と に よ る 計 画 と し て 期 待 し て よ い と い う こ

会長 とでしょうか。

技監 林道整備は岸本前知事が公約として掲げられていたところであり、市町村の林道開設にかかる県負担が当時 10 パーセントしかありませんでしたが、市町村の負担も大きいため現在は 25 パーセントまで引き上げております。

また、県代行林道につきましても、当時は県土整備部で実施しておりましたが、元々は農林水産部で実施しておりましたので、現在は農林水産部に戻しています。

予算をしっかりと確保し、現在進めているところでございまして、林道整備の推進につきましては非常に状況が変わってきたことをご認識いただけたらと思っております。

林業振興課長 岸本前知事のお話もありましたが、宮崎知事も林道のみならず林業全般について非常に力を入れております。県営林道の業務は平成 15 年度に県土整備部に移りましたが、岸本前知事の林道整備に対する意気込みもあり、令和 6 年度に農林水産部に戻しました。それから林道整備計画を策定し、昨年度から新規路線として 1 路線「日高中央線」に県代行林道として着手してございます。来年度からは、「玉伝深谷線」にも着手する予定で、林道整備計画の 2040 年までに 28 路線・ 135 キロメートルの開設目標達成に向け、新規の林道開設を加速しているところでございます。

■ 委員 「説明資料」の 13 ページに林道の表がありますが、拡張の変更「安川大塔川線」で当初は延長 9,000 メートルだったのが、変更で 510 メートルと大幅に少なくなっています。変更理由はどのようなことでしょうか。

林業振興課長 拡張、改良は林道整備計画には詳しく書いておりませんが、改良にも法面や橋梁、トンネルなどがございますが、優先順位をつけた結果、 510 メートルとして見直しております。

■ 委員 かなり大幅な変更になっていますが、具体的にはどういった課題が

■ 委員	あったのでしょうか。
林業振興課 長	確認しまして、後日ご回答いたします。
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>優先順位自体をしっかり見直したものと理解をさせていただきたい と思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
■ 委員	<p>紀中地域森林計画書の 25 ページですが、保健機能森林の区域とい う言葉が日本語として分かりにくいくらいと思います。</p> <p>6 ページをご覧いただくと、保健レクレーション機能と書かれてお り、保健機能森林という言葉が分かりづらく感じました。</p> <p>保健という言葉が森林とあまり結びつかないので、書き方を工夫し たほうが皆様にご理解いただけるのではないかと思いました。</p>
計画推進班 長	分かりづらい表現ではございますが、保健機能森林の整備に関する 事項を地域森林計画に記載することが定められておりまして、このよ うな表記を用いております。
会長	<p>専門用語ということでご理解いただければと思います。</p> <p>その他、ございませんでしょうか。</p>
■ 委員	紀中地域森林計画の 22 ページ (4) の特定保安林内において樹冠 疎密度、樹種、林木の生育状況、下層植生の状況等からみて機能の発 揮が低位な状態にあると認められる森林のところですが、具体的に数 量的な基準はあるのでしょうか。どういう判断基準をもって決めるの でしょうか。
計画推進班 長	要整備森林の設定にあたりましては、現地の調査により実施してお りますが、樹冠疎密度等の数値基準は具体的にはございません。現地 の状況を見まして土砂の流出の有無などを調査したうえ、設定を行っ

計画推進班 長	ております。
委員	現地の調査で、何をどのように見るのでしょうか。
技監	<p>今までの実例から申し上げますと、間伐がされていないため下層植生がなくなり、土砂が流出しているようなところを要整備森林として指定し、2年以内に間伐を実施するよう森林所有者に勧告するような制度になっております。</p> <p>先ほど班長が申し上げましたように、数値的な基準はございません。</p> <p>現場の状況としまして、下層植生がなく、表土が流出しているような状況で、このまま放置すると下流に土砂災害が発生する恐れがあるようなところ、2年以内に整備を実施しないと危険である場所を指定している状況でございます。</p>
委員	厳密な数値は設定しづらいとは思いますが、ある程度の幅を持たせて数値を決めたほうが判断もしやすいですし、整備の要否で判断が分かれた時のためにも数値的な基準を設けたほうがいいのではないかと思いました。
技監	どういう基準にするか、基準を作るか、作らないかも含めて検討していきたいと思います。
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>実際には、全ての森林をチェックできているわけではないと思いますので、これから森林情報を整備していく中で検討を進めていただければと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>私から1点お聞きしたいのですが、「説明資料」の3ページの先ほどの前期の実行量と今回の計画量ですが、非常に大きく数字が違っていると感じたのが主伐の数量です。13万1千立方メートルから87万</p>

会長	5千立方メートルとかなり量が多いと思うのですが、これはどのように算出されているのか、実際にこれを実行するような事業体がいるのか、その後の再造林計画などの状況を確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
計画推進班長	伐採立木材積につきましては、国で定めている全国森林計画に記載されている日本全体の森林資源をもとにして算出した数値になっております。それを各流域に割り振っていき、紀中流域では10年間で約196万立方メートルは伐ることができるという計画でございます。前期の5年間では87万5千立方メートルとなっております。現実問題としましては、この量を伐るために人材確保や林業機械の整備などの問題はありますが、これらから積み上げた数字ではなく、紀中流域の資源量からしますと、この量を産出する資源量があるということを示した数字になってございます。
会長	分かりました。
	上位計画がある中で非常に難しいところではあると思いますが、現場から積み上げた数字、現実的な数字も意識できたらよいのではないかと思っています。よろしくお願ひします。
林業振興課長	先ほど冒頭にてお話をさせていただきました民有林につきましては、都道府県知事は全国森林計画に即し、流域を基本として定める地域森林計画になりますが、国のご指導もあり、先ほど班長が説明したような数字になっております。議長がおっしゃるように現実的な数字も把握して進めていきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
会長	ありがとうございます。
	その他、いかがでしょうか。
委員	紀中地域森林計画の22ページに治山事業の実施に関する方針がありますが、古座川町平井地域では大規模な土砂崩れが発生していて、雨が降るたびに川に土砂が流れ込むような危険な地域になってい

■ 委員

ます。

整備にあたっては流域治水の取り組みと連携した浸透・保水機能の維持向上や、流木対策に配慮した整備を実施とともに、施設等の整備については現地発生材の積極的な活用等と書いてありますが、災害のとき出てくる倒木は現状どうされているのかと日々思っています。

私達が常に目指しているのが、集落で必要なエネルギーを自分たちで見立てて活用できるようにならないか、食料自給により山間部でも若い人たちが暮らせる地域にしたいという思いで事業をやっています。そういう意味で、木材の利用が地域の中で浸透していくようになっていけばと思っています。あの倒木はどこへ行くのだろうといつも思っておりますので、教えてください。

森林整備課
長

古座川町平井地区では砂防事業での対応になっていますが、基本的に山崩れが起こったときの木につきましては、流された際に石が挟まっており、使うことができず産廃処分される場合が多いと思います。工事などの支障木については利用されることもあると思います。

会長

ありがとうございます。

部局の垣根はあると思いますが、木のことでもありますので、ぜひ検討していただければと思います。

その他、いかがでしょうか。

■ 委員

紀中地域森林計画の18ページ(2)のところで、森林経営管理制度の活用の促進に関する方針の記載がありますが、市町村が経営管理の委託を受けて、意欲と能力のある林業経営者への再委託を促進すると書かれています。

非常に大事だと思っていますが、今取り組んでおられる事業体や市町村に対する支援などを教えていただければと思います。

技監

森林経営管理制度は、森林環境譲与税と併せて令和元年度から始まりましたが、森林所有者の意向調査を行って、その森林所有者が市町村に森林管理を預ける意向がある場合に、市町村が森林所有者に代わ

技監

って森林整備をするような制度でございます。

ただ、森林経営管理制度を進めるにあたり課題として浮かび上がってきたことは、市町村職員の人員に限りがあることや、専属職員がいらっしゃらないといったことがありました。

このため、県では、市町村職員の方に森林林業の業務内容や法制度などの知識を習得してもらうための研修をさせていただいており、令和元年度から継続して現在まで実施しているところでございます。

そのような中、市町村職員の業務が多忙であるとの話がありましたので、昨年度から市町村業務を外部に委託できるよう、民間の力を借りた市町村業務の実施に取り組んでいます。例えば、森林調査や資料の作成などが可能な人材を育成するため、測量会社への研修を行い、その研修を受講した測量会社へ市町村から委託業務を発注してもらう取り組みを進めているところです。

いくつかの市町村において取り組みが進んでおりますが、まだ県全域において取り組まれているような状況ではありませんので、今後も普及を図り市町村業務の手助けをしていきたいと考えているところでございます。

会長

ありがとうございます。

その他、ございませんでしょうか。

■ 委員

以前からずっと不思議に思っていることがあるのですが、山が開発されてしまったもの、開発後の写真もありますが、開発された後で私達は初めて目にすることができると思っています。

今、特に強く感じているのが広川町付近の山間部に風力発電が30数基できるという話があり、大きく山を削ったりするのではないかと思います。計画が決まってしまうまで私達は何もすることができないのでしょうか。教えていただきたいと思います。

森林整備課
長

風力発電に関しましては、林地開発や保安林解除の対応が必要な案件もございます。

先ほどおっしゃられたのは風車の作り替えの案件かと思いますが、これにつきましては環境影響評価がなされております。

森林整備課 長	ある程度の規模感や、どの辺りで工事が行われるかなどは事前に環境影響評価の縦覧で見ることができます。
技監	<p>林地開発の許可要件に該当する場合、規模にもよりますが許可するにあたっては、森林審議会の皆様に許可に関して意見をお聞きしてきたところです。</p> <p>しかしながら、規模によりますので、この点はご了解をいただきたいと思っております。</p> <p>大きな開発は森林審議会の意見を聞かなければならぬという基準がございますので、開発前にご覧いただくことになる案件もございます。</p>
■ 委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>大きな風力発電と聞いていますので、気になっています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>基本的に森林審議会は、きちんと計画された開発に対して許可しないといけない立場にございますので、今後とも意見をいただければと思います。</p> <p>他にございませんか。</p>
■ 委員	<p>森林審議会で許可されたもので、林地開発した会社が倒産してしまった件です。ゴルフ場に開発しようとしたがうまくいかず、何十年後かに太陽光発電として開発されています。林地開発としてその場所自体は許可されているが、事後報告として次の新しい事業に取り掛かることについて、一度許可したところだから大丈夫、あるいは前の許可申請で問題なかったから大丈夫というところに疑問を感じています。当初の計画通り進んでいれば住民も納得すると思いますが、問題が発生した場合は不信感が募ります。それが森林審議会に対しても不信感を持たれることになった場合、大きな責任があると感じました。こういったケースの場合、書類など新しい事業者に対してきちんと引き継ぎができているのでしょうか。</p>

森林整備課
長

ご意見のあった事案につきましては、申請者は倒産していないのですが、代表者が入れ替わっております。施工業者は引き続きやっていただいておりますので、代表者は変わりましたが、関連会社も連携してやっておりますので、引き継ぎはなされているという認識でございます。

■ 委員

ありがとうございます。

許可が出ているので開発が進んでいるとは思いますが、近隣住民からすれば、今まで何もやっていなかったところに急に新たなことをやる、それがゴルフ場ではなくて別のものに使われ、開発地の下に住んでいる住民が心配しています。

そういう場合、事業を引き継いだ方がきちんと住民に説明をされているかもしれません、地元の方に安心感を与えるような説明がなければ、急に事業に着手するのは怖いのではないか、それをどの程度説明するのか分かりませんが、少し触れた程度かと思って心配しています。

森林整備課
長

おっしゃられましたように住民説明会はやっておりまして、引き継いだ代表者が住民の方に説明した経緯をいただいております。工事につきましては、継続して同じ業者が入っていると伺っております。

技監

林地開発許可は、森林法上で要件を満たせば許可しなくてはならないとなっておりますが、当該現場におきましては、様々な問題があることを承知しておりますし、振興局も把握しているところでございます。

月に2回ほど、振興局と保健所が現場を確認して、場合によっては役場も一緒に確認しています。必要であれば説明会の開催等を促しますので、何か気になるようなことがありましたら、教えていただければと思います。指導できる範囲で指導いたしますのでいろいろご意見をください。

会長

ありがとうございます。

今年は北海道の違法開発もありましたので、不安になられる気持ち

会長

もよくわかります。

それでは時間が来ましたので、以上で審議は終了させていただきた
いと思います。いろいろなご意見いただきましたが、計画案自体はこ
のままでよろしいでしょうか。

(異議等なし)

お認めいただいたということで、この原案につきましては適当である旨の答申をさせていただきます。ご審議ありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

委員の皆様には非常に多くの貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。また、会議の進行にご協力いただきまして大変ありがとうございました。

これで議長の職務を終了させていただきます。

司会

■会長ありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、事務局にて議事録にと
りまとめまして、冒頭、会長から議事録署名委員としてご指名いた
きました ■ 委員と ■ 委員に署名・捺印をいただきたいと存じます
のでよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして本日の森林審議会を終了させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりご審議いただきあ
りがとうございました。

議事録署名委員

印

議事録署名委員

印